

2025文議第692号
令和7年9月4日

文京区議会議員 殿

文京区議会議長
市村 やすとし

請 願 の 付 託 に つ い て

今般受理した請願については、別紙のとおりそれぞれ
所管委員会に付託いたします。

委員会別付託請願一覧

委 員 会	受理番号	件 名
総務区民 (6件)	第23号	消費税率引き下げとインボイス制度の廃止に関する請願
	第24号	場外馬券売り場（後樂園オフト）の撤去を求める請願
	第25号	ゲノム編集食品の表示の義務化を求める請願
	第26号	公募型プロポーザル方式の事業について、応募した企業（体）のプロポーザルの概要を区HPで閲覧できるように求める請願
	第27号	文京区における「多文化共生」に向けた取り組みをさらに進め、区としての基本方針や条例検討に向け調査・研究を求める請願
	第28号	「区政の情報は区民のもの」と明記し、情報公開の徹底を求める請願
厚生 (1件)	第29号	ワクチン接種による健康被害の救済を求める請願
建設 (3件)	第30号	文京区民が安心・安全に住み続けられるための「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討に向けた調査・研究を求める請願
	第31号	気候変動問題への対応を、区民とともに進める「協働・協治」の仕組みの強化を求める請願
	第32号	危険な暑さや集中豪雨から命と暮らしを守るため、区立公園への「雨庭（レインガーデン）」整備を求める請願
文教 (5件)	第33号	教員の多忙化を解消し学校を楽しく学べる所にする為に教員を増やし、更なる少人数学級実現を求める請願
	第34号	オーガニック給食の実現を求める請願
	第35号	竹早公園・小石川図書館に関連するワークショップの早期開催などを求める請願
	第36号	100年を見据えた図書館をつくろう
	第37号	ユニバーサルデザインの視点から、文京区立図書館の整備及び機能向上に関する検討の場を設けることを求める請願
議会運営 (4件)	第38号	常任委員会・特別委員会のインターネット中継を早期に実施することを求める請願
	第39号	議会に出席する全ての人に対し、統一した情報通信機器の使用基準を設けることを求める請願
	第40号	「今後の議会運営に係る懇談会」が存在することを区議会HPで記載し、「要点記録」についても公表することを求める請願
	第41号	区議会本会議において、その場で「請願」の採択・不採択を入力し、結果を議場で表示することを求める請願

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和 7 年 9 月 2 日 第 2 3 号
件 名	消費税率引き下げとインボイス制度の廃止に関する請願
請 願 者	文京区小日向 3 - 7 - 3 消費税廃止文京各界連絡会 代表 小林 秀一 外 777 名
紹 介 議 員	石 沢 のりゆき 小 林 れい子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

近年の急激な物価上昇は、国民生活を著しく圧迫しています。コロナ禍からの回復が進まない中、事業継続に不安を抱く声も多く、中小企業は特に厳しい経営環境に置かれています。東京商工リサーチの調査では「受注の先行き不安」を理由に賃上げが困難との回答が中小企業では45.6%に達し、大企業の17.3%を28.3ポイント上回っています。また、連合が目標とする春闘の賃上げ6%以上を予定する中小企業はわずか9.1%にとどまり、労働者の賃上げが滞る深刻な実態が浮き彫りです。さらに「公租公課倒産」がコロナ後に激増しており、税や社会保険料の負担は中小零細事業者の経営を圧迫しています。

こうした中、消費税は赤字であっても納税義務が課されており、企業の経営負担は限界に達しています。消費税率の引き下げは、企業の税負担を軽減し賃上げ余力を拡大すると同時に、国民の購買力向上を通じて景気回復にも資すると考えられます。生活と経済の双方に資する経済対策として、消費税減税は喫緊の課題です。

加えて、令和5年10月に導入された複数税率対応の適格請求書保存方式（インボイス制度）は、免税事業者である小規模・個人事業者が取引先からインボイス発行を求められ、発行できない場合には不当な値下げや取引停止を強いられる懸念があります。東京商工会議所の調査では、免税事業者からインボイス発行事業者に転換した事業者のうち54.9%が減収、48.8%がコスト増、82.2%が事務負担の増加を実感しています。税制軽減措置や支援策はあるものの十分とは言えず、小規模事業者の経営を圧迫しています。

よって、私たちは以下の二点について、文京区議会が国に意見書を提出し、速やかな対応を求めるよう強くお願いいたします。

請願事項

- 1 消費税率の引き下げ（減税）による国民生活と中小企業経営の支援
- 2 中小事業者に過重な負担を強いるインボイス制度の廃止

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年9月2日 第24号
件 名	場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める請願
請 願 者	文京区本駒込5－15－12 新日本婦人の会文京支部 支部長 小竹 紘子
紹 介 議 員	板 倉 美千代
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

文京区は、東京都への後楽園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育のまちに競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

文京区は、今、子育てしやすい町として、子どもの教育や安全な環境を求めて、若い世代の人口が増えています。

今までの場外馬券売り場（後楽園オフト）では大井競馬場を中心に南関東公営競馬すべての馬券を販売しているため、ビルの 6 階に移動したとはいえ、馬券売り場も広くなり、券売機も 50 台以上設置されており、ギャンブル場特有の雰囲気です。「文の京」の教育と文化、安全で安心なまちづくりにも逆行するものです。

ギャンブルが法で禁じられているのは、それだけ大きな弊害があるからです。勝ったらもっと、負けても負けを取り返すためにまたというギャンブルの特性による被害は、ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりで精神的、物理的被害が数倍にも及んでいます。

本人や家族の申し出で、競馬場や場外馬券場への入場を制限する制度があります。これは、ギャンブル依存症に苦しむ当人、家族の働きかけで実現した制度です。

ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりの人達を苦しめる公営競馬、勝ち馬投票券の販売を中止し、純粋にスポーツとしてのみおこなうことを、「文の京」文京区から提案してください。

場外馬券売り場の撤去とともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださるよう請願致します。

請願事項

- 1 場外馬券売り場（後楽園オフト）を撤去してください。
- 2 中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年9月2日 第25号
件 名	ゲノム編集食品の表示の義務化を求める請願
請 願 者	
紹 介 議 員	千 田 恵美子 小 林 れい子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

東京都内のスーパーマーケットではゲノム編集トマトの販売が開始され、ゲノム編集された魚もオンラインショップで販売されています。ゲノム編集食品は、2019 年から流通が開始され、現在はトマト 2 種類、トウモロコシ、マダイ、フグ、ヒラメ、ジャガイモ、ティラピアの 8 種類が届け出されています。ゲノム編集食品の研究開発は活発に行われており、今後さらに多くの食品やそれを原材料とする加工食品が流通すると予測されます。

ゲノム編集とは、標的とする特定の遺伝子を壊す技術です。ゲノム編集技術では、目的外の遺伝子を破壊する「オフターゲット」や DNA の切断箇所で大規模な「染色体破砕」をもたらす可能性が指摘されています。新しい技術であるゲノム編集食品はまだ食経験がないので食べ続けて問題がないのか誰にもわかりません。

「消費者基本法」には、消費者の「知る権利」と「選ぶ権利」が明記されています。しかしゲノム編集食品は、国への「届け出が任意」で「食品表示義務がない」ため、私たちは選択することができません。消費者の選択の機会を確保するためには「食品表示」が欠かせません。EU では、2024 年 2 月に「ゲノム編集食品の表示の義務化」を議決しています。一方、日本では原料・製品・外食産業にも表示義務はありません。種苗にも表示義務がないため、農家がゲノム編集された農作物と知らずに育ててしまい、学校給食で子ども達が食べてしまうことも考えられます。ゲノム編集食品を「知らずに食べてしまう」または「知らずに食べさせてしまう」ことを防ぎたくても防げないのが現状なのです。

現在、5 県議会・20 市議会・5 町議会から「ゲノム編集表示を求める意見書」が提出されています。消費者庁が行った「食品表示に関する消費者意向調査」（令和 5 年）でも、5 割以上がゲノム編集食品の表示を求めています。食品表示は消費者にとって唯一の判断材料であり、なくてはならない大切な権利なのです。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

請願事項

- 1 「ゲノム編集食品」の届け出を義務づけるよう国に求めること。
- 2 「ゲノム編集」の「食品表示」を種苗・作物・食品に義務づけるよう国に求めること。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年9月2日 第26号
件 名	公募型プロポーザル方式の事業について、応募した 企業（体）のプロポーザルの概要を区HPで閲覧で きるよう求める請願
請 願 者	文京区千石4－35－16 「文の京」Future Design Initiative 屋和田 珠里
紹 介 議 員	依 田 翼 千 田 恵美子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

文京区では様々な事業において、プロポーザル方式を採用し、受託企業（体）を決めています。

しかし、区 HP では現状、受託企業（体）が公表されるだけで、応募した企業（体）がどのようなプロポーザルをしたか、現状では情報公開請求をしなければ区民は情報を入手できません。

多くの自治体でこのような状況にある中、杉並区では「プロポーザル方式での事業者選定に当たり、透明性・公正性の確保や区民への説明責任を果たすため」、企画提案書の概要版を区 HP で公表する仕組みを導入しました（注）。

文京区では現在、竹早公園と小石川図書館の再整備を巡り、様々な意見の相違が表面化していますが、計画策定支援の受託事業者である「竹早公園・小石川図書館共創研究所（共同企業体）」がそもそもどのような提案をしたのか、選定で漏れた企業（体）がどのような提案をしていたのかも区 HP を見ても分からず、知りたい区民は情報公開請求を強いられています。

そこで、文京区でも公募型プロポーザル方式の事業について、応募した企業（体）のプロポーザルの概要を、区民が区 HP で容易に閲覧できるようにするよう区長に働きかけていただきたく、下記を請願いたします。

（注）杉並区「プロポーザル方式の事業者選定に係る運用の変更について」

▶情報公開のあり方「企画提案書の公表 ○原則として応募事業者全員の企画提案書の概要版の提出を参加条件に付し、審査後、その概要版を区 HP で公表することとする。ただし、区のセキュリティに関すること等、公表することが適切でないと選定委員会で判断した案件は委員会の決定により非公表とすることができる。 ○企画提案書の概要版には最低限記載すべき項目として以下の内容をプロポーザル実施要領で指定することとする。 ①受託業務に対する考え方（取組姿勢）・提案内容の全体像（企画提案書の評価項目の大項目部分に関する内容を含む） ②提案によって期待される効果 応募事業者名の選定委員への公表 これまで審査中は事業者名を匿名としていたが、審査の質の向上や選定委員の利害関係者把握などの観点から実名で審査する」

請願事項

- 1 公募型プロポーザル方式の事業について、応募した企業（体）の企画提案概要を区 HP で閲覧できるようにしてください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年9月2日 第27号
件 名	文京区における「多文化共生」に向けた取り組みをさらに進め、区としての基本方針や条例検討に向け調査・研究を求める請願
請 願 者	文京区千石4-35-16 「文の京」Future Design Initiative 屋和田 珠里
紹 介 議 員	千 田 恵美子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

文京区では、「区の基本構想を貫く理念の一つである『だれもがいきいきと暮らせるまち』」の考えの下、文京区多文化共生庁内検討会において、多文化共生を取り巻く課題を整理し、区や関係団体等で行っている施策をまとめ「多文化共生に向けて、外国人住民等への円滑な窓口対応に活用するため」の冊子を作成しています。

しかし、現実社会の状況は急速に変化しており、そのことは先の参院議員選挙における各党の訴えや主張、それに対する多くの国民の関心の高まりを見ても明らかであり、多くの自治体で対応を急ぎ、強化しつつあります。

新宿区では他区に先駆けて多文化共生のまちづくりに取り組んでおり、総合的・効果的に進めるための「新宿区多文化共生まちづくり会議」を区長の附属機関として設置しています。

江戸川区では「多文化共生のまち推進条例」があり、「ともに生きるまち推進課」が所管していますし、世田谷区には「多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例・施行規則」があり、「逐次解説」や「啓発リーフレット」も作成しています。

杉並区も「区の目指す多文化共生の基本的な考え方や目標と、その実現に向けた取組の方向性を示し」「全ての区民が人権を尊重し、互いの文化を認め合い、安心して暮らせる地域づくりを目指す」として「杉並区多文化共生基本方針」を策定しています。

多文化共生の取り組みを必要とする状況は自治体によって異なるものの、文京区においても決して無縁とは言えず、区民の間では不安を持つ人も増えていることも事実です。

「一歩先行く自治体として、区民の“期待どおり”のサービスから、“期待以上”のサービスに発展させ」るためにも、また、区において「何が求められているかを常に考え、文京区の明日を区民とともに創ってい」くためにも、文京区における「多文化共生」に向けた取り組みをさらに進め、区としての基本方針や条例を検討するよう区長に働きかけていただきたく、貴議会に下記を請願いたします。

請願事項

- 1 文京区における「多文化共生」に向けた取り組みをさらに進め、「冊子」をつくるだけにとどまらず、区の実情を踏まえ、「文の京」に住み、働き、生きる全ての人が安心して暮らせるような基本方針や条例の検討に向けた調査・研究をしてください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年9月2日 第28号
件 名	「区政の情報は区民のもの」と明記し、情報公開の徹底を求める請願
請 願 者	文京区千石4-35-16 文京区における真の「協働・協治」を実現する会 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	板 倉 美千代
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

文京区では、「文の京」自治基本条例において、区政に関する情報は広く共有されるべきものとされており、執行機関には「積極的な情報提供」や「説明責任」が求められています。

しかし、区の制度や要領では、「区政の情報は誰のものか」という根本的な考え方が明示されていません。例えば、情報公開制度の要領では「区民との情報共有」という表現にとどまり、「情報そのものが区民に帰属する」という明確な位置づけはされていないのが現状です。

一方、杉並区では「区政の情報は区民のもの」と明記した通知を全職員に出し、情報公開の徹底を図っています。これは、職員一人ひとりが「情報は区民に属するもの」との意識を持ち、説明責任やオープンな行政を当たり前のものとするための一歩です。

文京区でも、区民の知る権利や区政への参画を実効性のあるものとするために、「情報は区民のもの」という原則をはっきりと示し、その上で情報公開制度のあり方を見直すことが求められています。

そこで、以下のとおりお願いいたします。

請願事項

- 1 文京区において、「区政情報は区民のものである」という基本的な考え方を明記し、職員が共有できるようにしてください。
- 2 上記の考え方を反映し、現行の「情報公開制度事務要領」を改訂してください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年9月2日 第29号
件 名	ワクチン接種による健康被害の救済を求める請願
請 願 者	
紹 介 議 員	小 林 れい子 関 川 けさ子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	厚 生 委 員 会

請願理由

「医薬品の副作用やワクチンの副反応によって、重篤な被害を被っている国民が十分に救済制度にアクセスできずに苦しんでいる実態がある」として薬害被害者団体が福岡厚労大臣に要望書を提供しました（2025 年 8 月 26 日）。

ワクチン接種後に健康被害を受けた患者に向けて国は「予防接種健康被害救済制度」を施行しています。その申請はワクチンを受けた時に住民票を登録していた市町村で行います。

約 48 年前から運用されているこの制度ではこれまでに 1,194 件が死亡認定されています。このうち、約 4 年前から始まった新型コロナワクチンが 1,032 件（86%）を占めており過去最大の認定数になっています。

文京区でも、接種開始時に治験中であった新型コロナワクチンを多くの区民が接種しました（ファイザー社の第 1 相～第 3 相臨床試験終了は 2023 年 12 月）。文京区ではこれまでに新型コロナワクチン接種で健康被害を受けた 10 代～90 代の区民から 31 件の申請がでています。まだ審査中のものもありますが、2025 年 8 月時点で「死亡一時金が 1 件」と「医療費・医療手当が 9 件、一部認定 4 件」が国から認定されています。

しかし、「予防接種健康被害救済制度」は広く一般に知られておらず、申請者は氷山の一角と言われています。「新型コロナワクチン後遺症患者の会」のアンケートでは、「接種時に救済制度の情報を知らされなかった」と 48%の方が回答しています。患者の中には、体調が悪くて必要書類を集められない方や医師から必要書類を断られて申請を諦める方もでています。

今年 7 月に厚労省が各自治体に対して「予防接種健康被害救済制度」の周知を図るよう通知を出しました。文京区では「予防接種健康被害救済制度」についてホームページに詳しく記載するなどの取り組みをしていますが、残念ながらワクチンの定期接種を受けた多くの区民にこの制度が浸透しているとは言えません。文京区でも本来、救済制度で申請できる方、希望されている方を取りこぼすことがないようにしていただきたいです。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項をお願いいたします。

請願事項

- 1 区民が「予防接種健康被害救済制度」を認識できるように周知を工夫し、特に過去最大の認定数になっている新型コロナワクチンを過去に接種したことのある方にも周知を徹底し、体調不良の患者であっても申請が行えるように手厚くサポートする体制を整えてください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年9月2日 第30号
件 名	文京区民が安心・安全に住み続けられるための「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討に向けた調査・研究を求める請願
請 願 者	文京区千石4－35－16 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	石 沢 のりゆき 小 林 れい子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	建 設 委 員 会

請願理由

これまで文京区議会に、「まちづくり基本条例」の制定を求める趣旨の請願が複数回提出されてきましたが、いずれも不採択となってきました。

その背景には、「既存の要綱や制度で対応できる」との判断があったのかもしれませんが。

しかし、その間にも区内では急速な開発に伴い、高層マンションの建築計画をめぐって地域住民が不安を訴える事例が続いており、実際に司法の場にまで争いが持ち込まれているケースも発生しています。

また、こうした問題の背景には、「計画段階で住民の声が制度的に届かない」「“対話”の仕組みが整っていない」といった構造的な課題があると考えます。

現在の文京区にも、「まちづくり推進要綱」や「協議会への支援」「コンサルタント派遣制度」などの個別支援はありますが、これらは主に建築が始まった後の調整や、限定された地域内の話し合い支援にとどまっています。

一方、杉並区や世田谷区、目黒区などでは、「まちづくり基本条例」や「まちづくり参加条例」を通じて、地域住民が初期の構想段階からまちづくりに参画できる制度が明文化されています。

これらの自治体では、「どの段階で、誰が、どう参加できるか」といったルールや手順が条例により明確化されており、住民・事業者・行政が共通の基盤のもとで合意形成に向けた対話を進めることが可能です。

このような先行自治体と比べると、文京区では住民参加や対話のルールそのものが制度として整っていないため、「まちづくりに関わりたくても関われない」「声を届ける場がない」といった状況に直面している区民も少なくありません。

「条例」と聞くと規制を強める印象を受けるかもしれませんが、本請願で求めているのは、むしろ区民と事業者と行政が、無用な対立を避けながら対話を通じて合意を築くための“共通の土台”としての仕組みを整えていくことです。

また、このような仕組みは、これまで参加しづらかった高齢者や障害のある方、子育て世代、子ども・若者を含む多様な住民にも開かれたまちづくりを可能にします。

これまでの不採択の経緯も踏まえ、あらためて、「文の京」にふさわしいまちづくりのあり方を共に考える第一歩として、以下のとおり請願いたします。

請願事項

- 1 子どもや若者を含め幅広い地域住民が構想段階から参加・参画し、「対話」を通じた熟議による合意形成ができるような仕組みを整えた、(仮称)「文の京」まちづくり基本条例の検討に向け、新たなまちづくりの手法等を調査・研究してください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年9月2日 第31号
件 名	気候変動問題への対応を、区民とともに進める「協働・協治」の仕組みの強化を求める請願
請 願 者	文京区千石4-35-16 文京区における真の「協働・協治」を実現する会 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	石 沢 のりゆき 海 津 敦 子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	建 設 委 員 会

請願理由

気候変動問題や地球温暖化は、年々深刻さを増しています。これまで経験したことのないような今夏の異常な暑さも、私たちの暮らしのなかでその影響を実感せざるを得ない状況です。

文京区は「地球温暖化対策地域推進計画」を見直し、区民への啓発も行ってきましたが、こうした計画をより実効性あるものとするためには、区民一人ひとりの意識や行動を引き出す工夫が不可欠です。

世界的にも、国際司法裁判所（ICJ）が7月、気候変動は「人類にとって存亡に関わる脅威」であり、温室効果ガスの排出は「人間の活動によるもの」と明言し、各国に取り組みを促す意見を表明しました。これは自治体にとっても、より踏み込んだ行動を求められているということだと一区民として受け止めています。

実際、杉並区や世田谷区、渋谷区、江戸川区などでは、住民が参加し、意見を出し合う「気候区民会議」や「若者会議」などが行われ、区の施策にも反映されています。

文京区でも「一歩先行く自治体」として、区民の知恵や意見を活かすしくみを整え、未来に責任を持つ区政をともに築くことが求められています。

そこで、貴議会において区長に働きかけていただきたく、以下のとおりお願いいたします。

請願事項

- 1 文京区においても、区民が参加できる「気候区民会議」のような仕組みを設け、区民の声を政策に活かすことで、協働・協治による気候変動対策を強化してください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年9月2日 第32号
件 名	危険な暑さや集中豪雨から命と暮らしを守るため、 区立公園への「雨庭（レインガーデン）」整備を求 める請願
請 願 者	文京区千石4－35－16 「文の京」Future Design Initiative 屋和田 珠里
紹 介 議 員	石 沢 のりゆき 小 林 れい子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	建 設 委 員 会

請願理由

近年、夏には命の危険を伴う暑さが続き、さらに短時間に激しい雨が降る「集中豪雨」も増えています。

こうした異常気象は、外出時だけでなく、自宅や職場にいる時にも影響します。浸水や停電、屋内の温度上昇による健康被害などは他人事ではありません。買い物・子どもの遊び・地域活動・通勤通学など日常のあらゆる場面で、誰もが影響を受ける可能性があります。

この課題を解決する手立ての一つとして、東京都は令和 5 年 12 月に「東京都豪雨対策基本方針」を改定し、雨水を一時的にため、ゆっくり地面にしみこませる「雨庭（レインガーデン）」の整備を公園などで進めています。雨庭は、水害防止だけでなく、地面や植物による冷却効果で熱中症リスクを和らげるなど、暑さ対策にもつながる“あまみずグリーンインフラ”です。

世田谷区では、一般財団法人世田谷トラストまちづくりが区民と協力して雨庭づくりを推進しています。杉並区でも、NPO 法人雨水まちづくりサポートと連携し、ワークショップや展示会などを通じて区民への普及啓発を行っています。

文京区でも、区立公園の再整備や改修時に雨庭を取り入れることは十分可能です。暑さと豪雨の両方に備えられるこの取組を、区立公園から始めていただきたく、以下を請願します。

請願事項

- 1 区立公園における「雨庭」整備について検討し、そのための調査・研究を行ってください。
- 2 区民に対しても、「雨庭」の効果や作り方などに関する情報提供と啓発を強化してください。
- 3 区民が「雨庭」づくりをする際の何らかの支援を検討してください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和 7 年 9 月 2 日 第 3 3 号
件 名	教員の多忙化を解消し学校を楽しく学べる所にする為に教員を増やし、更なる少人数学級実現を求める請願
請 願 者	文京区本駒込 5 - 1 5 - 1 2 新日本婦人の会文京支部 支部長 小竹 紘子
紹 介 議 員	千 田 恵美子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	文 教 委 員 会

請願理由

2022 年文科省は「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」で、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、小中学校では 8.8%、高校では 2.2%だったことを発表しています。前回から 2.3 ポイント増加しその傾向は現在も続いています。障がいの有無にかかわらずすべての子どもが共に学び多様性を尊重する社会を目指すインクルーシブ教育が求められる教師や学校、そして保護者には、今まで見過ごされてきた困難のある子供たちにより目を向ける必要が生まれてきています。授業時間内に教室内で個別の配慮・支援が必要で、座席位置の配慮、コミュニケーション上の配慮、習熟度別学習における配慮、個別の課題の工夫などが求められていますが、実施している小中学校は 54.9%でした。小中学校の 35 人学級で 3 人程度いることになり、早急な 35 人学級の実現とさらには 30 人を目指し、教職員の増員は必須の課題となっています。

また、2023 年度の不登校の小中学生は 34 万 6482 名の前年度比 15.9%増で学校には行けるが教室に入れないなど水面下には学校になじめない「不登校予備軍」はその数倍にもなると言われています。全国の小中学校不登校児童数は、過去最多を 7 年連続で更新し、文京区においても同様の増加傾向を示しており放置できません。学校が安心して学べる場所、居場所になっていないことが明白です。これらの不登校実態の背景には競争的な教育と子どもに寄り添い声を受けとめる教員の多忙化があり大きな社会問題です。教職員の休職者も過去最多で深刻な事態が進んでいます。教員不足で担任不在となり副校長が急きょ担任に入る事態は文京区内でも発生しています。国は子どもの減少を理由に 8759 人の教員を削減しようとしています。文京区は人口増に伴い児童数の増加は 2035 年度まで続く見込みです。国の方針に合わせると現場実態から大きくかい離します。

学校の「働き方改革」を掲げる教員給与特別措置法（給特法）が論議されましたが、同改正案は公立学校の教員に残業代を支給しない制度を温存し教員の働かせ放題の状況が継続され、「教員になりたい」と思えない実態を作り出しています。教員の長時間労働是正や待遇改善にも結びつかない給特法改定を直ちにやめ教員の労働時間を正しく是正することは、学校が子どもの安心できる場所、より良く学べる場所となるために必要です。何より教員を大幅に増やして教員の多忙化を解消し、教員が子どもたちの声をしっかりと聞ける環境を作ることは急務です。

35 人学級への法改正を受けて自治体独自に前倒しで促進するなど「少人数学級」は全国的な流れです。文京区でも独自の取り組みを進めて子どもたちの教育環境を整えることを強く望みます。

子どもの権利条約に鑑み、一人ひとりの個性を生かし学ぶ権利を保障することは社会の責任です。少人数学級を進め、国・東京都・文京区の文教予算を教職員増員のために大幅に増額し、東京都においても独自に教員を増やし 35 人学級を中学校 3 年生までに拡大することを強く要請します。

請願事項

- 1 教員「働かせ放題」を固定化する給特法に中止・反対するよう国・都に働きかけること。
- 2 都の責任で中学校 2 年生以上も 35 人学級にするよう都に求め、また、都の制度が整うまでの間、文京区独自で中学校 2 年生以上も 35 人学級にすること。
- 3 国に対して中学校の 35 人学級への移行を求めること。
- 4 小・中・高の全学年で 30 人学級の実現を都に求め、文京区としても 30 人学級への移行を開始すること。
- 5 都に対して学級数に対する教職員定数の配当基準を見直し拡充するよう求めること。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年9月2日 第34号
件 名	オーガニック給食の実現を求める請願
請 願 者	
紹 介 議 員	千 田 恵美子 海 津 敦 子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	文 教 委 員 会

請願理由

学校給食は、子どもたちの成長期における大切な栄養源であり、家庭とは異なり、子ども自身が食材を選ぶことができない場でもあります。だからこそ、食材の安全性や質については、保護者や地域が安心できる体制を整えることが求められます。

近年、学校給食に有機農産物を取り入れる自治体が全国で増えています。2023 年度には 278 の自治体が有機農産物の導入実績を持ち、東京都内でも世田谷区が「年 11 回の有機米給食」や「学期 1 回の有機野菜給食」を実施。さらに品川区では、2025 年 10 月から学校給食に使うすべての野菜を有機または特別栽培に切り替える方針を明確にしています。これは都市部でもこうした取り組みが十分に可能であることを示しています。

「学校給食で、有機農産物を適正価格で買い上げる」ことは後継者不足で離農が進む日本において重要な役割を果たします。都市部の学校給食では、農作物の安定的な確保ができて、子ども達の健康増進につながります。農村地域にとっては、都市部が安定した価格で定量の農作物を継続購入するので、農業生産の維持や農家の経営の安定につながります。また農薬や化学肥料に頼らない農法は、生物多様性を含め環境に優しく持続可能な社会にもつながります。

現在の米不足や価格高騰は、私たちの生活に大きな影響を与えています。日本は食料自給率が 38%と低く、輸入が止まれば命を維持することができません。食べ物は人の体も、そして心も作ります。海外から輸入された食材は安価かもしれませんが、例えば輸入小麦からは除草剤グリホサートが検出されています。グリホサートを巡っては、海外では健康被害を訴える裁判が起きています。リスクのある輸入品ではなく、誰がどこでどう作ったかわかる安心安全な国産の農作物を子どもたちに提供するべきです。オーガニック給食を導入している千葉県いすみ市では、保護者を含めた市民からは好意的な声が続々と市役所に寄せられています。今できることから少しずつ、安全性を高めていくことが行政としての責務です。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

請願事項

- 1 「有機農産物」を学校給食に段階的に導入すること。
- 2 学校給食で使用するパンや麺類について、可能な限り国産の食材を使用し、残留農薬グリホサートに配慮された原材料を使用すること。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年9月2日 第35号
件 名	竹早公園・小石川図書館に関連するワークショップの 早期開催などを求める請願
請 願 者	
紹 介 議 員	依 田 翼 千 田 恵美子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	文 教 委 員 会

請願理由

文京区が進めている竹早公園および小石川図書館の再編整備は、地域の公共空間と知の拠点に関わる重要な事業であり、将来世代に長く影響を与える計画です。しかし、区が3回の計画で開いているワークショップの3回目については、「課題等について整理を行うため」などとして、「一旦見送り」との説明がなされ、すでに数カ月以上がたっています。

現状では、ワークショップの延期によって議論の場が閉ざされ、区民が意見を示すチャネルが細っています。延期されているワークショップを、実効性あるものとして再開するとともに、そのほかの機会も設けることをお願いする次第です。

そうした観点から、区議会より区側へ下記の項目を働きかけてくださるよう請願します。

請願事項

- 1 延期されている第3回ワークショップの早期開催
参加者が安心して議論できる環境を整え、広く区民が参加しやすい日程・形式・場所
で実施してください。
- 2 ワorkshop以外の参画機会のさらなる拡充
アンケートやパブリックコメントなどを通じて、子育て世代など多様な層の声を拾
う仕組みを検討してください。
- 3 区民参画を基本とした将来の公共施設計画の原則の検討
本件に限らず、今後の公園・図書館・文化施設の整備においても、住民が計画段階か
ら参画しやすい仕組み・ルール化を検討してください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年9月2日 第36号
件 名	100年を見据えた図書館をつくろう
請 願 者	文京区小日向3-12-9 梅野 秀一
紹 介 議 員	依 田 翼 千 田 恵美子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	文 教 委 員 会

請願理由

文京区においては図書館の配置方針として半径 1KM 以内に配置する、いわゆる分散型配置を採用しています。23 区の他の区のように、大きな本館をつくらず中小規模の図書館でサービスする。このことにより、徒歩圏内に図書館があり利便性が向上し、貸出件数は 23 区内 1 位です。

このことは評価すべき事実です。

一方、小石川図書館の貸出件数は、区内で 1 位の年間 50 万冊を超えています。

分館とはいえ、豊島区や杉並区の本館よりも多い。新しくなれば、さらに増加することが予想され、板橋区の本館の 70 万冊台に届くでしょう。さらに近隣には 500 戸を超えるマンション計画もあり、利用者が急増することは必須です。貸出件数が多いということは、それだけ利用者数が多いことであり、施設規模の計画条件もこれに順じることになります。即ち、行政が真砂図書館の規模を超えないでという暗黙の共通認識では対応できないことは明らかです。

さらに近年の図書館の役割は貸出だけでなく、滞在型といわれる多様なニーズを受け持っています。誰もが自由に入れる知的環境のなかで、多世代の人々が集い、勉強したり子育てをしたり、様々な刺激や発見を得るところをめざしています。以上のような観点を鑑み、現実の利用実態や遠い将来を見据えた新しいビジョンの策定が不可欠です。

今回の一体的整備にかかる費用は公表されていませんが 40～50 億が想定されます。さらに今後他の図書館の建替えやリニューアルを想定した場合、将来的には優に 100 億を超える事業費が予想される一大プロジェクトです。区においても令和 2 年に「文京区立図書館改修等に伴う機能向上検討委員会報告書」を作成し ICT 化など今後の課題が整理されていますが、新しい図書館への期待、例えば、ハード面のバリアフリーだけでなく障がいのある人が円滑に利用できるサービスの提供、あるいは子供の居場所として、高齢者の知的な憩いの場として、さらに住民参加型の運営の在り方など、多様なニーズと可能性を想定した新しい図書館の役割が議論されていません。さらに ICT 化はもちろん電子図書館などハード面の将来像を把握し、図書館行政を単なる貸本型施設から高次に引き上げる必要があると考えます。小石川図書館は、そのリーディングプロジェクトです。

請願事項

- 1 小石川図書館の計画策定の大前提として、学識経験者や専門家とともに全国的な事例や実態を把握し分散型図書館や滞在型機能の在り方を時間をかけて審議し、文の京における夢のある将来ビジョンを策定してください。
- 2 竹早公園・小石川図書館一体整備における最重要施設は図書館です。新しい将来ビジョンをもとに新たに建築計画の与件設定と規模設定を行い基本計画を策定してください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年9月2日 第37号
件 名	ユニバーサルデザインの視点から、文京区立図書館の整備及び機能向上に関する検討の場を設けることを求める請願
請 願 者	文京区根津1-20-5-104 高岡 正
紹 介 議 員	依 田 翼 千 田 恵美子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	文 教 委 員 会

請願理由

文京区は、区民一人当たりの貸出冊数が 23 区トップクラスであり、区民生活に深く根ざした図書館行政を展開しています。しかし、その一方で、高齢者、障害のある方、乳幼児を連れた方など、すべての区民が平等に利用できる図書館環境が十分に整っているとは言えない現状があります。

現状の課題として、以下が挙げられます。

- 1) 物理的な課題：一部の図書館にはエレベーターがなく、車いす利用者や高齢者、ベビーカー利用者の利用を困難にしています。
- 2) 情報・サービス面での課題：デジタル図書、拡大文字図書、朗読メディアが不足しており、身体的な理由から読書を楽しむ機会が限られている区民が多数存在します。また、聴覚に障害のある方への対応も十分とは言えません。

これらの課題は、文京区が既に施行している『手話言語条例』や『障害者の情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に係る条例』の趣旨にも鑑み、喫緊の解決が求められます。

文京区では、今後 100 年にわたる図書館のあり方を検討していく必要があります。特定の利害関係者だけでなく、当事者である障害者、高齢者、子育て世代を含む多様な区民の声を広く聴き、専門家の知見も取り入れた議論の場を設けることが不可欠です。

区民全体が納得できる真にユニバーサルな図書館のあり方を検討する上で、このような開かれた議論の場が有効であると考えます。

よって、区民と区が一体となり、ユニバーサルデザインの視点から今後の図書館整備について議論する場を設けることを強く求め、ここに請願します。

文京区議会において、下記の事項が実現されるよう、議会として区に働きかけることを求めます。

請願事項

- 1 多様な区民が参加する懇談会の設置：当事者である高齢者、障害者、乳幼児連れの区民、また図書館利用者や専門家など、多様な立場から意見を聴取する「ユニバーサルデザインに関する図書館懇談会（仮称）」を早急に設置すること。
- 2 議論の透明性の確保：懇談会の議論の内容を広く区民に公開し、誰もが意見を提出できる仕組みを構築すること。
- 3 議論結果の施策への反映：懇談会で得られた知見や合意形成の内容を、今後の図書館整備計画（建替え、改修、サービス改善等）に確実に反映させること。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年9月2日 第38号
件 名	常任委員会・特別委員会のインターネット中継を早期に実施することを求める請願
請 願 者	文京区千石4-35-16 文京区における真の「協働・協治」を実現する会 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	小 林 れい子 板 倉 美千代
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	議 会 運 営 委 員 会

請願理由

令和5年6月、文京区議会では「委員会のインターネット中継に関する請願」が全会一致で採択されました。それから2年以上が経ちましたが、いまだに中継は実施されていません。

その間にも、令和7年6月定例議会には中継の早期実施を求める新たな請願が2件提出されましたが、残念ながらいずれも不採択となりました。

様々な事情があることは理解しますが、区民からは「なぜまだ実現しないのか」「議論がよく分からず、透明性に欠ける」との声も上がっています。

本会議と予算・決算特別委員会だけが中継される現状では、実質的な政策審議が行われる常任・特別委員会の内容が、区民に伝わりにくいままです。文京区が掲げる「協働・協治」の実現には、議会の透明性と説明責任の強化が欠かせません。

すでに多くの自治体では、常任委員会も中継・アーカイブ配信されており、文京区でも速やかに取り組むことが求められます。中継を通して、区民が議会をもっと身近に感じ、政策に関心を持つきっかけとなることも期待できます。

そこで、以下のとおり請願いたします。

請願事項

- 1 現行の委員会運営のまま、文京区議会の常任・特別委員会におけるインターネット中継を速やかに実施してください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年9月2日 第39号
件 名	議会に出席する全ての人に対し、統一した情報通信機器の使用基準を設けることを求める請願
請 願 者	文京区千石4-35-16 文京区における真の「協働・協治」を実現する会 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	板 倉 美千代
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	議 会 運 営 委 員 会

請願理由

現在、文京区議会では、委員・理事・理事者にはタブレット端末やスマートフォン等の情報通信機器の使用が認められていますが、傍聴者に対しては明確な使用基準がなく、事実上使用を制限している状況です。

しかし、傍聴者も議会の一部を担う「見守る区民」として、資料の確認やメモの記録などに通信機器を使いたいという声があります。にもかかわらず傍聴者だけが利用できないというのは、「協働・協治」の理念や公平性の観点から疑問が残ります。

他自治体では、使用に一定のルール（例：録音・撮影不可など）を設けながらも、傍聴者にも一定の使用を認める例が増えています。そもそも、議会で使える通信機器があるのに傍聴者だけ制限されているというのは、時代にそぐわない運用とも言えるのではないのでしょうか。

文京区がこれまで築いてきた自治の歴史と理念を大切にするならば、出席者すべてに対し、公平で分かりやすい「統一した使用基準」を設けるべきと考え、以下のとおりお願いいたします。

請願事項

- 1 文京区議会に出席するすべての者（委員・理事・理事者・傍聴者）に対して、統一した情報通信機器の使用基準を定めてください。
- 2 その基準に基づき、傍聴規則を見直し、傍聴者にも必要な範囲で通信機器の使用を認めてください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年9月2日 第40号
件 名	「今後の議会運営に係る懇談会」が存在することを 区議会HPで記載し、「要点記録」についても公表 することを求める請願
請 願 者	文京区千石4-35-16 文京区における真の「協働・協治」を実現する会 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	依 田 翼 板 倉 美千代
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	議 会 運 営 委 員 会

請願理由

「今後の議会運営に係る懇談会」においては「区民の知る権利」に十分に値する重要事項について話し合われています。

「要点記録」についても、区民において情報公開請求を通じてしか入手できないのは区民に不要な労力と費用を強いるものであり、その内容が「請願」に関わるものも含まれている以上、区民の請願権を尊重する上でも公表して然るべきであり、「自治権に基づく内部調整の自由を必要以上に制限する」などという具体的根拠を示さない主張を以て「円滑な議会運営を損なうおそれがある」というのは空疎な机上の論理に過ぎません。

そこで、区民の「知る権利」を最大限尊重し、区議会がその要請に応え、「説明責任」を十二分に果たす意味合いからも下記の議会改革を改めて貴議会に請願いたします。

請願事項

- 1 文京区議会 HP において「今後の議会運営に係る懇談会」が存在していることを記載し、
どういうものであるかの説明を載せてください。
- 2 「今後の議会運営に係る懇談会」の要点記録または要点記録の概要を区議会 HP で公開
してください。

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和7年9月2日 第41号
件 名	区議会本会議において、その場で「請願」の採択・ 不採択を入力し、結果を議場で表示することを求める請願
請 願 者	文京区千石4-35-16 「文の京」Future Design Initiative 屋和田 珠里
紹 介 議 員	小 林 れい子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	議 会 運 営 委 員 会

請願理由

文京区議会では「委員会中心主義」を採用しており、請願の採択・不採択等は委員会で決定されます。本会議では、委員会での結果が覆る見込みがない場合、一括して採決するのが慣例です。

しかし、区民の「知る権利」を尊重し、議会が説明責任を十分に果たすためには、本会議においても各議員がどのような態度を示したのかを明らかにすることが重要と考えます。

こうしたことが明確に可視化される仕組みを導入すれば、区議会への関心が高まり、傍聴する区民も増え、「協働・協治」の推進にもつながります。

そこで、以下の通り議会改革を請願します。

請願事項

- 1 区議会本会議において、全ての請願に対する各議員の賛否が明確に可視化されるような仕組みを導入してください。